

山梨県公報

第二千二百三十号

平成二十四年

五月二十四日

木曜日

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………三〇三
道路の区域変更……………三〇三
道路の供用開始……………三〇四

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………三〇四
落札者の決定について(二件)……………三〇五
基本測量の終了……………三〇五
公共測量の実施……………三〇五
基本測量の実施……………三〇六

教育委員会

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………三〇六
平成二十五年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………三〇六

告示

山梨県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年五月二十四日

山梨県知事

横内正明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡西桂町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南都留郡西桂町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法鍋
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年五月二十四日

山梨県知事

横内正明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上野原市・南都留郡西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・北都留郡丹波山村(以上六市町村について次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府韮崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
甲斐市龍地字大滝六四六〇番の一地先から 甲斐市龍地字滝ヶ池六四九三番の一地先ま で	旧	八・六 八・七	三六四・〇
	新	一七・二 一八・〇	三六四・〇

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	笛吹市石和町小石和字横田官有 無番地先から	一〇八・三	平成二十四 年五月二十 四日
		笛吹市石和町小石和字横田官有 無番地先まで		
		笛吹市石和町小石和字横田官有 無番地先から	七九・八	

公 告

笛吹市石和町小石和字神明官有
無番地先まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年五月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人わいるど・るーつ
- 2 代表者の氏名 藤園麻里
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡山中湖村平野五百四十七番地の三十五
- 4 定款に記載された目的
この法人は、野生動物による人間の生活被害、農業被害等に対して、技術や情報の提供、環境教育、現地支援活動に関する事業を行い、中山間地域における市民生活と自然環境の調和に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年五月十六日から同年七月十五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年五月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人天使のおもちゃ図書館はばたき

- 2 代表者の氏名 渡邊 旭
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市桂町千四百四十二番地一
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）に対して、自立及び療育に係る福祉サービス事業を行い障害児（者）の自立と地域社会及び行政の理解を深め、障害児（者）が地域で普通の暮らしを送るために寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年五月十六日から同年七月十五日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る役務の名称及び数量 山梨県庁本館及び構内清掃業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年三月二十九日
- 四 落札者の氏名及び住所 有限会社アーク 山梨県甲府市上石田三丁目三番十九号
- 五 落札金額 二千三百四十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十四年二月二日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る役務の名称及び数量 山梨県庁県民会館清掃業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県総務部管財課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年三月二十九日
- 四 落札者の氏名及び住所 有限会社アーク 山梨県甲府市上石田三丁目三番十九号
- 五 落札金額 千四百八十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十四年二月二日

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十四年五月十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（機動観測）
- 二 作業期間 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年五月九日付けで葦崎市長職務代理人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量 数値地形図データ作成
- 二 作業期間 平成二十四年五月一日から平成二十四年九月二十八日まで

三 作業地域 韮崎市の一部

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十四年五月十四日付で国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 二 作業期間 平成二十四年五月二十五日から平成二十五年三月二十九日まで
- 三 作業地域 山梨県内全域

教育委員会

山梨県教育委員会規則第八号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年五月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立峡南高等学校の項中「建築インテリア科、土木科、情報ビジネス科」を「クラフト科、土木システム科」に改め、同表山梨県立身延高等学校の項中「普通科、理数科」を「総合学科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立峡南高等学校の建築インテリア科、土木科及び情報ビジネス科並びに山梨県立身延高等学校の普通科及び理数科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

● 平成二十五年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
平成二十五年山梨県公立高等学校（甲陵高等学校）は、別途北杜市教育委員会が定める。（入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。）
平成二十四年五月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

全日制の課程における前期募集

一 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

1 全日制普通科については、募集定員の10%から30%の範囲（コースを指定する場合は、普通科の率と同じとする。）

2 理数科、英語科及び文理科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の20%から40%の範囲

3 職業に関する学科については、募集定員の30%から50%の範囲

4 総合学科については、募集定員の20%から40%の範囲

二 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十五年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

三 出願の制限

出願は、一人一校、一学科に限る。

四 出願期間

平成二十五年一月十六日（水）（一括受付）、同月十七日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十八日（金）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、作文、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。

2 検査期日

平成二十五年一月三十日（水）及び同月三十一日（木）とする。ただし、志願者の状況によっては、二月一日（金）を含めて三日間とすることができる。

六 選抜方法

各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書の記録、面接の結果及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成二十五年二月七日（木）午前九時から午後四時までの間に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。

八 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。
全日制の課程における後期募集

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成二十五年三月に卒業する見込みの者

2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成二十五年三月に修了する見込みの者

3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十五年三月に修了する見込みの者

4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十五年三月に修了する見込みの者

5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。

4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上が設置されている場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。

5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十五年二月十九日（火）（一括受付）、同月二十日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日（木）の午前九時から正午までとする。

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日

平成二十五年三月七日（木）

3 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 選抜方法

1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。

七 入学許可予定者の発表

平成二十五年三月十四日（木）の午前十一時

全日制の課程における再募集

一 実施校

入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科又は職業に関するコースの募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
 - 2 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。
 - 3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。
 - 4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間
平成二十五年三月十四日(木)の午後一時から午後四時まで、同月十五日(金)の午前九時から午後四時まで及び同月十八日(月)の午前九時から正午までとする。
- 五 検査
1 検査方法
面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。
- 2 検査期日
平成二十五年三月十九日(火)
- 六 選抜方法
学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果及び作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 七 入学許可予定者の発表
平成二十五年三月二十一日(木)の午前十一時
定時制の課程における入学者選抜
- 一 出願資格
全日制の課程における後期募集に準ずる。
- 二 出願の制限
1 出願は、一人一校とする。
2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。
3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。
4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとらわれず、第二希望まで志望順位を付けることができる。
5 甲府工業高等学校を志願する者は、小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 三 出願期間

- 平成二十五年二月十九日(火)(一括受付)、同月二十日(水)の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日(木)の午前九時から正午までとする。
- 四 検査
1 検査方法
学力検査及び面接を実施する。
- 2 学力検査の検査教科及び配点
ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)の五教科とする。
イ 配点は、各検査教科百点とする。
- 3 検査期日
平成二十五年三月七日(木)及び同月八日(金)とする。
- 4 検査時間
国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。
- 五 選抜方法
調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 六 入学許可予定者の発表
平成二十五年三月十四日(木)の午前十一時
定時制の課程における再募集
- 一 実施校
定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。
- 二 出願資格
全日制の課程における後期募集に準ずる。
- 三 出願の制限
1 出願は、一人一校とする。
2 全日制及び定時制の課程における入学許可予定者は、出願することはできない。
3 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとらわれず、第二希望まで志望順位を付けることができる。
4 甲府工業高等学校が二つ以上の小学科で募集を実施している場合、志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間
平成二十五年三月十九日(火)、同月二十一日(木)の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日(金)の午前九時から正午までとする。
- 五 検査

- 1 検査方法
再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。
 - 2 学力検査の検査教科
検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。
 - 3 検査期日
平成二十五年三月二十五日（月）
 - 六 選抜方法
調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
 - 七 入学許可予定者の発表
平成二十五年三月二十七日（水）の午前十一時
- 実施要項
- 詳細については、別に定める「平成二十五年山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番